阿賀野市規則第４３号

阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則（平成１６年阿賀野市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「平成１６年」の次に「阿賀野市」を加える。

第９条第２項中「中学生」を「中学生以上」に改める。

第１号様式を次のように改める。

第1号様式(第8条関係)

阿賀野市営バス定期利用券申込書

申込日　　年　　月　　日

阿賀野市長　　様

住　所
申　込　者　電話番号
氏　名

阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、次のとおり阿賀野市営バス定期利用券を申込みします。

利用者住所	(電話番号　　)	
ふりがな		
利用者氏名	(男・女)	
生年月日	年　　月　　日生　(年齢　　歳)	
申込区分	片道・往復	1か月・3か月
申込期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日	
申込区間	停留所　～　　停留所	
通学先		

※阿賀野市営バス定期利用券の金額は下記のとおりです。

区分		1か月	3か月
小学生	往復	1,800円	5,000円
	片道	900円	2,500円
中学生以上	往復	3,600円	10,000円
	片道	1,800円	5,000円

第４号様式を次のように改める。

第4号様式(第9条関係)

阿賀野市営バス定期利用券払戻通知書

年　　月　　日

請求者　　様

阿賀野市長

年　　月　　日付けで請求のあった阿賀野市営バス定期利用券の払戻しについて、次のとおり振込みますので、阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則第9条第3項の規定に基づき、通知します。

発行番号	第　　号		
利用者住所			
利用者氏名			
有効期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日		
経過日数		払戻金額	

払戻金振込口座	金融機関		口座種別	普通　・　当座
	支店名		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※　経過日数とは、利用期間開始の日から払戻しの請求があった日までとします。
※　払戻しには、別途手数料として200円を納入いただきます。
※　払戻金額は、定期利用券の金額から次に掲げる金額を控除した残額とします。

1　経過日数が30日未満の場合
　経過日数(18日が上限)×※小学生は50円(往復利用券の場合は100円)、中学生以上は100円(往復利用券の場合は200円)

2　経過日数が30日以上60日未満の場合
　経過日数から30日を差し引いた日数(18日が上限)×※小学生は50円(往復利用券の場合は100円)、中学生以上は100円(往復利用券の場合は200円)＋1か月の定期利用券金額

3　経過日数が60日以上の場合
　経過日数から60日を差し引いた日数×※小学生は50円(往復利用券の場合は100円)、中学生以上は100円(往復利用券の場合は200円)＋1か月の定期利用券金額×2(控除する額が定期利用券の金額を超える場合は払戻しはありません。)

附　則

(施行期日)

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

(準備行為)

2　改正後の阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく定期利用券の発行に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。